

# Tax Alert - Canada

## カナダ関税政策の最新動向 — 移転価格の下方調整と関税還付

EY カナダでは、重要な税務ニュースやカナダ企業に影響を与える制度の新設および変更に関するニュースレター(タックス・アラート)を発行しています。

日本企業サービス(JBS)は発行された EY カナダのタックス・アラートの中からカナダに進出する日本企業に関連性が高いと思われるものを選び日本語に翻訳し、「カナダ税務」の日本語版として日本企業の皆様にお届けいたします。

(このカナダタックス・アラートは 2015 年 1 月 23 日に発行された Tax Alert Issue 4 - Dramatic change in customs policy on transfer pricing downward adjustments: new reporting requirements and duty refund opportunities の抄訳となります。)

### 要約

先日、カナダ国境サービス庁(CBSA)は、Custom Notice N-15-001(以下、本通知)を発表しました。カナダの関税法上、輸入後に修正申告した輸入額に基づいて移転価格の下方調整を行い、関税の還付請求をする道は閉ざされていましたが、本通知はその障壁を撤廃する内容となっています。

これは関税政策の大幅な変更であり、関連会社から関税課税対象品を購入し、カナダに輸入する企業にとっては、関税還付請求ができるようになるため朗報となります。従来 CBSA は移転価格の下方調整によって関税対象物の”支払われた又は支払われるべき価格”(“price paid or payable” or “PPP”)が減少する場合には関税還付を受け付けないというスタンスを取ってきました。

しかしながら、本通知は(上方調整の場合は従来からそうでありましたが)税収に影響のない調整であっても「信用できる根拠」が生じた(移転価格調整額がその事業年度の税務申告目的のために確定した)時点から 90 日以内に任意調整という形で、当初の申告を修正し、下方調整を申告しなければならないことも意味しています。これは企業にとっては追加の負担となり、もし遵守されない場合には罰金が課せられます。また、CBSA が企業の遵守状況を確認、関税還付による税収減少を補うために、今後今まで以上に多くの関税調査を実施すると予測されます。

本通知は、レポートや値下げの仕組みが法的拘束力のある契約に織り込まれている場合における、輸入後に割引が適用される独立企業間取引にも適用されます。また、ある一定の条件下においては過去 4 年間分の関税還付を受けることができる可能性も示唆しています(CBSA は割引が請求書や輸入時に物品の価値を証明するために使われるその他の書類に反映されているべきだという立場を取っており、割引後の価格で修正申告することで関税還付を受けられる可能性を示唆しています)。



## 概要

今回の移転価格調整に関する 180 度の政策転換は、表向きには、最近のカナダ国際貿易裁判所(CITT)の Appeal No. AP-2012-067, Hudson's Bay Company v President of the CBSA の判例(2014 年 3 月 21 日)を契機としています。この判例で CITT は、関税法は輸入前に取り決められた法的拘束力のある契約のもと割引やリベートといった手段で輸入品の PPP が輸入後に割引かれる場合にも、輸入者は関税還付の恩恵から排除されないとの決定を出しました。また、輸入後に有効となった割引やリベートは、関税評価額の算定上考慮しないことが関税法 48(5)(c)条に明記されているため、そのような割引等に基づいて輸入者が関税の還付を受けることはできないこととされています。

しかしながら、ハドソン・ベイは関係会社間取引や移転価格調整を行ってはいませんでした。移転価格修正は決して生じることが確実なわけではなく(移転価格調整は移転価格の調査・算出方法によるところが大きく、例えば、粗利益が決められた範囲内に留まる場合修正は必要ないとされます)、また上方・下方と両方向の修正があり得るため、販売者とは無関係の輸入者(独立企業間取引)による輸入後の割引やリベートと移転価格調整は本来同じものではありません。移転価格の下方調整の論争はハドソン・ベイの判例以前から存在し、現在も継続して行われています。この変更は輸入を行う企業からの圧力ならびにアメリカが同様の政策を選択したいという事実から生まれたと考えるのが自然であり、現在 CBSA と財務省によるレビューが行われています。今回の変更により関連会社間の移転価格の関税評価目的のための負担は増えることにはなりますが、変更自体は歓迎すべきものとなっています。

本通知後、容認される移転価格分析文書や OECD(経済協力開発機構)ガイドラインに準拠した手法による移転価格調整を行うことを規定した関連会社間の法的拘束力のある契約で輸入の前に締結されたものは、後日下方調整された輸入時の移転価格の PPP に課された関税の還付を請求する(または上方調整の場合は追加の関税の支払いが求められる)基礎として扱われることになります。本通知は、輸入者の移転価格文書と価格契約によってある事業年度で上方・下方調整が生じる場合には、調整の純額を CBSA に報告し、最終調整額が確定したのち処理しなければならないことを明記しており、もしこれを怠った場合は、CBSA は PPP が企業関係によって影響を受けており、関税評価目的では容認できないものであるとみなします。

販売者と関連する購入者間で移転価格契約が存在する場合、CBSA はその関係会社間の移転価格は、その輸入品に関する影響を受けていない PPP であるとみなします。PPP が影響を受けていないとみなされ続けるためには、ある事業年度に起こった上方・下方の移転価格調整の純額が特定された時に関税価格の修正を CBSA に提出しなければなりません。

本通知では、輸入品の PPP の増加をもたらし、そして結果的に関税額を増加させる最終移転価格調整がなされてから 90 日以内に輸入品の関税価格を修正することが求められています(現在の上方修正の報告義務は従来どおり変更なし)。しかし同時に、輸入品の PPP に対して移転価格の下方修正がなされた場合、輸入者が関税法 74 条に基づき関税還付を求めることができることも明記されています。

もし純調整額が下方調整であり、輸入品が関税の課税対象の場合、この通知の日付(2015 年 1 月 19 日)から 4 年以内に行われた輸入に対して関税の還付請求を行うことが出来る。

移転価格の下方調整は本通知の日付(2015 年 1 月 19 日)以前に終了した期間の最終調整は報告する必要はないとされていますが、(関税課税の対象ではないため)税収に影響のない移転価格の調整は関税法 32.3 条に基づき修正申告をする必要があります。

## まとめ

関連会社間取引の購入側は、移転価格ポリシーを確立するだけでなく、(主として所得税申告目的の移転価格に目が行きがちですが)関税評価目的にも認められた独立企業間価格としての性質を正当化できる移転価格分析やその他文書を用意する必要があります。これらの資料は、関税評価の目的に沿い、関税のための評価額に対する移転価格の影響を考慮したものでなければなりません。

本通知で強調されているように、移転価格ポリシーやいつ・どのようにそのポリシーに基づく調整がなされるか(あるいは、独立企業間取引での輸入品に対して支払った関税の還付を望む場合は、割引やリベートの根拠)は、書面の契約書に反映されていなければならない、当事者もその契約書に従ってもの・サービスの値段を決定し、支払いを行い、その商慣習に沿って関税評価を申告し、帳簿や支払い記録上で必要とされる調整を実際に反映しなければなりません。

罰金の対象とならないためには、上方・下方どちらの修正であれ、全ての調整をその調整が確定したときまたはある事業年度の純調整額が確定した時から 90 日以内に CBSA へ自己修正という形で正しく申告することに気をつける必要があります。また輸入者が今後増加が予測される関税調査への準備をしっかりとっておくことも大事となります。PPP への必要な調整や移転価格が申告され、適切な文書によってサポートされている必要があります。調整額には、製造者に提供されるデザインや援助、販売条件となっているロイヤルティ、商品に関するサービスフィー、販売者に支払われる研究開発費といった PPP の一部となるその他の支払いも含まれます。

### 変更の影響

実際のところ、カナダ国外の関連会社からものを購入し、関税を支払う輸入者にとっては今回の変更は朗報だといえます。詳細な調査を実施することで、関税還付が可能かどうかや、今回認められた純額計算(同期間の期中の上方・下方調整の合算)によって企業が報告しなければならない上方調整の影響を低減することが出来るかどうかを見極めることができるようになります。

関税還付が可能かどうか判断するためには関税対象品に対する過去 4 年間の自己修正申告でなされた調整にも目を向ける必要があります。また、移転価格を文書化し、関税評価目的に適合させ、さらに商慣習の観点から一貫して遵守される法的拘束力のある契約書に明記しなければなりません。

### ご質問・ご相談

わたしどものグローバル・トレードチームは豊富な知識と経験をもとに、法的に認められ、税務当局に対して説明可能な関税評価のための移転価格の設定・整備と移転価格調整関係の案件を通して、企業の皆様をサポートしています。このタックス・アラートおよび EY カナダが提供する税務サービスの詳細につきましては、下記までお気軽にお問い合わせください。

## お問い合わせ先

### トロント

牧野卓司 JBS パートナー

+1 416 941 1765 | [takuji.makino@ca.ey.com](mailto:takuji.makino@ca.ey.com)

### バンクーバー

角田 大輔 シニアマネージャー

+1 604 891 8388 | [daisuke.sumita@ca.ey.com](mailto:daisuke.sumita@ca.ey.com)

### カルガリー

池内 正文 マネージャー

+1 402 206 5441 | [masafumi.ikeuchi@ca.ey.com](mailto:masafumi.ikeuchi@ca.ey.com)

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services.

The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization and may refer to one or more of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

### About EY's Tax Services

EY's tax professionals across Canada provide you with deep technical knowledge, both global and local, combined with practical, commercial and industry experience. We offer a range of tax-saving services backed by in-depth industry knowledge. Our talented people, consistent methodologies and unwavering commitment to quality service help you build the strong compliance and reporting foundations and sustainable tax strategies that help your business achieve its potential. It's how we make a difference. For more information, visit [ey.com/ca/tax](http://ey.com/ca/tax).

© 2015 Ernst & Young LLP. All Rights Reserved.

A member firm of Ernst & Young Global Limited.

1402487

*This publication contains information in summary form, current as of the date of publication, and is intended for general guidance only. It should not be regarded as comprehensive or a substitute for professional advice. Before taking any particular course of action, contact Ernst & Young or another professional advisor to discuss these matters in the context of your particular circumstances. We accept no responsibility for any loss or damage occasioned by your reliance on information contained in this publication.*

[ey.com](http://ey.com)